

あさひが丘自治会規約

制 定 平成 7 年 3 月 30 日
最終改正 令和 5 年 5 月 14 日

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会はあさひが丘自治会と称し、その事務所を江別市あさひが丘 31 番地の 3 あさひが丘会館に置く。

(区域)

第 2 条 本会の区域は別紙図面のとおりとする。また、区域を 3 区に区割りし班を設置する。

(会員)

第 3 条 本会の会員は第 2 条に定める当区域に居住する各世帯をもって会員とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は自治会相互の連携と会員相互の協力により明るく住みよい地域社会をめざし、会員の福祉と親睦の向上を図ることを目的とする。

(組織及び事業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため事務局・専門部および各種運営委員会を置き、それぞれの事務・事業を行う。・・・別紙組織図参照

[事務局]

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 総務部
- (4) 会計部

[専門部・班長]

- (1) 女 性 部
- (2) 青 少 年 育 成 部
- (3) 生 活 環 境 部
- (4) 交 通 防 犯 部
- (5) 福 祉 部
- (6) 班 長

[運営委員会]

- (1) あさひが丘会館運営委員会
- (2) 夏 祭 り 実 行 委 員 会
- (3) 調 整 池 多 目 的 広 場 利 用 運 営 委 員 会

第3章 役員及び代議員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ・・・ 1名
- (2) 副会長 ・・・ 3名
- (3) 総務部長 ・・・ 1名
- (4) 会計部長 ・・・ 1名
- (5) 女性部長 ・・・ 1名
- (6) 青少年育成部長 ・・・ 1名
- (7) 生活環境部長 ・・・ 1名
- (8) 交通防犯部長 ・・・ 1名
- (9) 福祉部長 ・・・ 1名
- (10) 監事 ・・・ 2名
- (11) 班長 ・・・ 各班に1名
- (12) あさひが丘会館運営委員長 ・・・ 1名
- (13) 夏祭り実行委員長 ・・・ 1名
- (14) 調整池多目的広場利用運営委員長 ・・・ 1名

2 事務局および専門部の各部長、また運営委員会の委員長の任務を補佐する為に、必要に応じて副部長または副委員長を置くことができる。

3 専門部に部員を、専門委員会に委員を置くことができる。

4 班長は原則として他の役員を兼ねないこととする。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする

- (1) 事務局・専門部および運営委員会の役員は総会において選出する。ただし、欠員がある場合には常任役員会の決議により選出できるものとする。
- (2) 役員は原則として輪番制とし、かつ各班から2名を指名するものとする。ただし、病弱等のため輪番制によりがたく公正と認めた場合には、班内で話し合いにより決定する事ができる。
- (3) 各運営委員会の委員は会員の中から会長が委嘱できる。
- (4) 班長は原則として輪番制とするが、公正と認めた場合班内で話し合いの上決定する事ができる。
- (5) 本会は総会の期間のみ代議員を置き、原則として現班長及び新班長予定者、若しくはその代理者の中から選出するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は以下のとおりとする。ただし、再任はこれを妨げない。

2 会長の任期は2年、その他の役員の任期は1年とする。ただし、再任はこれを妨げないものとする。

3 各班から役員に指名された者は、原則として初年度は班長に、2年目は事務局・専門部又は運営委員会のいずれかに所属して業務にあたるものとする。

4 補欠（補充）により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各役員の任期は選出された定期総会から次期役員選出の定期総会までとする。

(役員の任務)

第9条 会長は会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 総務部は会の庶務・企画・周知およびそれらの記録に関する業務を担当する。
- 4 会計部は会に係わる全ての会計を担当する。
- 5 青少年育成部は会の青少年育成推進業務を担当する。
- 6 女性部は地域活動に於ける婦人の参加と協力に関する業務を担当する。
- 7 生活環境部は土木・街灯・環境美化業務を担当する。
- 8 交通安全防犯部は交通安全指導対策及び防犯対策を担当する。
- 9 福祉部は会員の福祉の増進に関する業務を担当する。
- 10 監事は会に係わる全ての会計を監査する。
- 11 班長は自治会費・排雪費の徴収、各世帯との連絡調整、その他班の業務を担当する。
- 12 あさひが丘会館運営委員は会館の管理運営に関する業務を担当する。
- 13 夏祭り実行委員は夏祭りの実施に関する業務を担当する。
- 14 調整池多目的広場利用運営委員は運動施設の管理運営に関する業務を担当する。
- 15 役員は、上記任務のほか、常任役員会の決議を経て、第4条の目的を踏まえた活動を行う。
- 16 本会に代議員を置く。代議員は、各班2人以内とし、原則として現班長及び新班長予定者、若しくはその代理者の中から選出するものとする。
- 17 代議員は、本会の総会に出席し、議案を審議し議決するものとする。

第4章 顧問及び相談役

(顧問、相談役)

第10条 会に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は役員会の同意を得て会長が委嘱し、総会で議決する。
- 3 顧問・相談役は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会および役員会

(総会)

第11条 総会は原則として5月中に会長が招集し、その総会の議長は常任役員会議で指名された副会長が行う。

- 2 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 行事及び収支決算報告、監査報告、次年度行事計画及び予算案に関すること。
 - (2) 役員の選解任に関すること。
 - (3) 規約の改正等に関すること。
 - (4) その他会務運営上必要な事項。
- 3 会長は、会長が必要とみとめたとき又は会員の3分の1以上の要求があったとき、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。
- 5 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

(役員会)

第12条 役員会は常任役員会、班長会および全体役員会とし、本会の運営上必要があるとき、

会長が隨時招集する。

- 2 常任役員会は第6条に規定する役員のうち、会長・副会長・各部長・監事および各委員長をもって構成される。
- 3 班長会は第6条に規定する役員のうち、常任役員会構成員および各班長をもって構成される。
- 4 全体役員会は第6条に規定する全役員（班長・部員・委員を含む）をもって構成される。
- 5 常任役員会は総会決定の方針に基づく重要な会務を審議し決定する。
- 6 会議は役員の2分の1以上の出席を要する。
- 7 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

第6章 会 計

（経費）

第13条 本会の運営に要する経費は会費・寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（会費）

第14条 各会費は以下のとおりとする

- (1) 自治会費は一世帯当たり月額400円とし、排雪費は一世帯当たり月額300円とする。
- (2) アパート入居会員の自治会費は月額200円とし、排雪費は、排雪費の月額は次の計算で得た額とする。アパートの占有区画数×300(円) ÷入居可能戸数 (1円単位切り捨て)
- (3) 新加入世帯の会費は、入居した翌月から納入する。
- (4) 納入方法は原則として5月、9月、1月の3回とするが、各世帯の事情により分割納入について、考慮出来るものとする。

（予算及び決算報告）

2 本会の予算及び決算報告は、次の五つに区分し、総会において審議し議決するものとする。

- (1) あさひが丘自治会会計予算及び決算報告
- (2) 街路灯設置特別会計予算及び決算報告
- (3) あさひが丘会館会計予算及び決算報告
- (4) あさひが丘会館修繕・建築積立特別会計予算及び決算報告
- (5) 自治会排雪特別会計予算及び決算報告

3 本会の会計は、基本的に一本であるが、重要性・必要性・明確性等から五つに区分したものであり、必要により、総会の議決又は災害等の緊急性がある場合には、常任理事会の決議により、

他の区分からの繰出し及び繰入れが行えるものとする。なお、常任役員会の決議によった場合には、次期総会に報告し議決を得るものとする。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（会計監査）

第16条 会計監査は毎年1回以上、必要に応じて行うこととする。

第7章 各種運営委員会

(あさひが丘会館運営委員会)

第17条 あさひが丘自治会館（以下「会館」という。）の管理及び運営の重要性から、総会の決議により会館管理運営要綱（以下「要綱」という。）を定めることとする。

2 本会は、要綱に基づき、会館の管理運営に関する細則を定めるとともに、会館の管理運営全般にわたる事項にあたる。

(夏祭り実行委員会)

第18条 本会は会員相互の親睦のため「夏祭り」を円滑に実施することを目的とする。

2 「夏祭り」の実施は運営委員会を組織しこれにあたる。

(調整池多目的広場利用運営委員会)

第19条 江別市所有の多目的広場の利用を近隣地域住民が安全かつ公平に使用できるよう、夏季期間（5月～11月）管理運営することを目的とする。

2 調整池多目的広場の利用は、本会と江別市との覚書の締結により成立する。

3 当施設の管理運営は運営委員会を組織しこれにあたる。

(調整池排雪利用運営委員会)

第20条 ・・・ 削除（2014年4月13日）。

第8章 その他

(サークル活動への助成)

第21条 本会は第4条に規定する目的を達成するため、会員の親睦・文化・体育等の向上に関する各種サークル活動から申請があった場合は助成を行うことができる。

2 申請する該当サークルは事業計画を提出しなければならない。

3 助成の妥当性は役員会で審議の後、総会で決定する。

第9章 附 則

(細則の制定)

第22条 本規約施行のため必要な細則は、常任役員会の議決を経て別に定めることができる。

第23条 本規約に附帯する要綱・細則は次の通りとする。

- (1) あさひが丘自治会細則（役員手当・弔慰金等・寄付行為・道町連共済等・文書の保存）
- (2) 会計各種規定（出納規定・費用規定・職務規定・監査規定）
- (3) 夏祭り実行委員会細則・・・（別途）
- (4) 野幌東調整池多目的広場利用運営細則

(5) あさひが丘自治会雨水調整池(排雪利用)運営細則

(会則の改廃)

第24条 この規約の改廃は総会で議決する。

第25条 この規約は、令和5年5月14日から施行する。

制 定 平成7年3月30日

一部改正 平成9年4月13日

一部改正 平成16年4月18日

一部改正 平成20年4月13日

一部改正 平成22年4月11日

一部改正 平成24年4月15日

一部改正 平成25年4月14日

一部改正 平成26年4月13日

一部改正 平成28年4月17日

一部改正 平成30年4月15日

一部改正 令和2年4月12日

一部改正 令和4年4月17日

一部改正 令和5年5月14日